

京 都 大 学 教 員 の 任 期 に 関 する 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前						改 正 後					
(前 略)						附 則 この規程は、令和4年4月1日から施行する。					
別表第1						別表第1					
部局名	教育研究組 織の名称	対象と なる職	任期	再任の 可否	備考	部局名	教育研究組 織の名称	対象と なる職	任期	再任の 可否	備考
(略)						(同 左)					
情報環境 機構	IT企画室	教授 准教授 助教	8年 ただし、平成 26年4月2 日から平成 34年3月 31日までに 任用される場 合(再任される 場合を含む。) の任期は、平成 34年3月 31日までと する。	可		(同 左)			8年 ただし、令和 4年4月1日 から令和5年 3月31日ま でに任用され る場合(再任さ れる場合を含 む。)の任期は、 令和5年3月 31日までと する。	(同 左)	
(略)						(同 左)					
別表第2・3 } (略) 別紙様式						別表第2・3 } (同 左) 別紙様式					